

新宿区における東京都風致地区条例に係る様式等を定める要領

制定 平成 26 年 3 月 20 日
 改正 令和 3 年 3 月 24 日
 新 都 建 指 第 1607 号
 改正 令和 5 年 6 月 20 日
 新 都 建 指 第 451 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、東京都風致地区条例（昭和 45 年東京都条例第 36 号。以下「条例」という。）の規定による申請等に関し、必要な様式及び添付図書等を定めるものとする。

(許可申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定による許可の申請を行おうとする場合は、当該許可を受けようとする行為が建築物の建築であるときにあっては、許可申請書（建築）（第 1 号様式）の正本及び副本を、建築物の建築以外の行為であるときにあっては、許可申請書（建築以外）（第 2 号様式）の正本及び副本を新宿区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

2 前項の場合において、次に掲げる図書を添付するものとする。ただし、区長が必要でないと認めたものについては、その添付を省略することができる。

- (1) 許可を受けようとする理由を示す図書
- (2) 委任状
- (3) 新宿区みどりの条例第 25 条第 1 項及び第 2 項に規定する緑化計画書の写し
 （これらの規定により、緑化計画書に係る認定又は協議を義務付けられているものに限る。）
- (4) 次の表の(い)欄に掲げる図書の種類ごとに、同表(ろ)欄に掲げる事項を明示した図書

(い)		(ろ)
案 内 図		方位、道路及び目標物、行為地の位置（地番及び住居表示）
現 況 図		方位、縮尺、敷地の境界線、既存建築物等の配置、現況植栽表、現況植栽位置図、建築物等の立面、現況の地形（宅地の造成等の場合に限る。）
現況カラー写真		撮影年月日、撮影位置及び方向（2 方向以上）
計 画 図 書	配 置 図	方位、縮尺、敷地の境界線、建築物等の配置、申請建築物等とその他の建築物等との区別、道路側及び隣地側壁面後退距離制限線、計画建築物の道路側及び隣地側壁面後退距離、風致地区境界線（風致地区の内外にまたがるときに限る。）
	求 積 図	施行区域面積、敷地面積及び建築面積（風致地区の内外にまたがるときは地区内のそれぞれの面積）、土量（面積、体積）計算表（宅地の造成等の場合に限る。）
	平 面 図	建築物の平面図、施行内容の別（切土、盛土の色分け等）
	立 面 図	方位、縮尺、建築物等の高さ及び色彩（建築物については各方向別）、隣地境界線、壁面後退距離、外構、植栽
	断 面 図	施行内容の別（切土、盛土の色分け等）
	緑化計画図	計画緑化集計表・緑化計画（伐採、残存、移植及び新規に区分して表示）、緑地率及び緑地面積（現況及び残存に係る数値の記載を含む。）

備考 この表に掲げる図書については、原則として日本工業規格A列4番の用紙に折りたたみ左とじとするものとし、2種類以上の図書をまとめて明示することができる。

- (5) 条例第5条第1項第五号のただし書きを適用する場合で、次の表の(い)欄に該当する場合は、同表(ろ)欄に掲げる図書

(い)	(ろ)
別表Ⅰの要件「建て替え」の一部と「河川・水路等」及び「耐火建築物」に該当する場合	公図の写し (方位、行為地、隣接地の地番及び権利者を明示する)
別表Ⅰの要件「特別事情」に該当する場合	事情書
別表Ⅰの要件「建て替え」の一部及び「耐火建築物」に該当する場合	承諾書
別表Ⅰの要件「建て替え」に該当する場合	前許可書の写し
別表Ⅰの要件「特別事情」を事情書以外で明らかにするもの等	その他必要とされるもの

- (6) その他、区長が必要と認める図書

(変更許可申請)

第2条の2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとする場合は、当該許可を受けた行為が、建築物の建築であるときにあっては変更許可申請書(建築)(第2号の2様式)の正本及び副本を、建築物の建築以外の行為であるときにあっては変更許可申請書(建築以外)(第2号の3様式)の正本及び副本に、許可通知書を添えて、区長に提出するものとする。ただし、変更しようとする行為が条例第3条第2項各号に掲げる行為であるとき又は軽微なものであるときは、この限りでない。

2 区長は、条例第3条第1項の規定による許可を受けた者から当該許可に係る土地又は建築物等についての権利を承継し変更許可申請を行う者について、当該許可を受けた者の条例に基づく地位を承継したものとみなすことができる。この場合において、地位を承継した者は、地位の承継届(第2号の4様式)に、承継の原因となる事実を証明する書類を添えて、区長に届け出るものとする。

3 区長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(許可の通知)

第3条 区長は、条例第3条第1項の規定による許可をした場合は、許可通知書(第3号様式)に、許可申請書(建築)又は許可申請書(建築以外)の副本及び添付図書を添えて、当該許可の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知する。

(不許可の通知)

第4条 区長は、条例第3条第1項の規定による許可をしないこととした場合は、許可しない旨の通知書(第4号様式)に、許可申請書(建築)又は許可申請書(建築以外)の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

(申請の取り下げの届出)

第5条 条例第3条第1項の規定による許可を受ける前に、申請者が当該申請を取り下げようとする場合に区長に届け出る書類は、許可申請取下げ届(第5号様式)とする。

(行為の変更の届け出等)

第6条 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者が、次の各号に掲げる場合に区長に届け出る書類は当該各号に掲げる書類とする。この場合において、第1号及び第2号に掲げる書類には、許可通知書を添付するものとする。

- (1) 当該許可を受けた行為について軽微な変更を行う場合 変更届出書（第6号様式）
- (2) 当該許可を受けた行為を取りやめようとする場合 取りやめ届（第7号様式）
- (3) 当該許可を受けた行為を完了した場合 完了届（第8号様式）

（補足）

第7条 この要領の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

改正附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

改正附則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。